

□□第〇〇号
令和3年5月12日

有効期間
令和3年5月15日から
令和3年8月31日まで

注意事項

- この許可証は、捕獲等又は、採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限のある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。

許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

△△市長 ○〇 ○〇

△△市
長之印

| | |
|-------------------|------------------|
| 住所 | 〇〇市大字△△字□□××××番地 |
| 氏名 (法人の名称) | 大分 健太郎 |
| 生年月日 (代表者の氏名) | 昭和55年5月5日 |
| 鳥獣等の種類 及び数量 | イノシシ5頭、アナグマ5頭 |
| 目的 | 有害鳥獣捕獲 |
| 区域 | 〇〇市大字△△字□□ |
| 方法 | 箱わな |
| 捕獲等又は採取 等の後の処置 | 食用・ペット餌用又は埋設 |
| 条件 | 自己所有農地内に限る |

| 報告欄 | | | | |
|--------------|--------|--------------|-------|------------|
| 捕獲等又は採取等した場所 | 鳥獣等の種類 | 捕獲等又は採取等した数量 | 処置の概要 | 備考 (日付) |
| ○△□ | イノシシ | 1 | 食用 | 平成29年5月25日 |
| ○△△ | アナグマ | 1 | 埋設 | 平成29年7月14日 |
| ○△□ | イノシシ | 2 | ペット餌用 | 平成29年8月20日 |
| ○△○ | イノシシ | 0 | - | 平成29年8月28日 |

捕獲数が結果的にゼロ頭だった場合でも、実際に捕獲等に従事したことが確認できれば、減税の対象となります。

- 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
- 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、大分県鳥獣保護区等位置図に記載されたメッシュ番号を記載すること。